

由布市定住促進住宅リフォーム事業補助金交付要綱

平成26年4月1日

告示第 46 号

改正平成27年4月1日告示第26号

改正平成28年3月31日告示第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、由布市内にある空き家の有効活用による定住促進を図るため、空き家のリフォームに要する費用及び空き家に残存する家財等を処分する費用に対し、予算の定めるところにより、由布市定住促進住宅リフォーム事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、由布市補助金等の交付に関する規則(平成24年規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 由布市定住促進住宅情報登録制度「空き家バンク」に関する要綱(平成20年訓令第109号)第4条第2項により由布市に住宅情報を登録された物件をいう。
- (2) 所有者等 由布市定住促進住宅情報登録制度「空き家バンク」に関する要綱第2条第3号に規定する者をいう。
- (3) 利用者等 由布市定住促進住宅情報登録制度「空き家バンク」に関する要綱第7条第2項により登録を受けた者又はその三親等以内の親族をいう。
- (4) リフォーム 空き家の安全性、居住性及び機能性等の維持又は向上のために行う修繕、模様替え、増築、補修及び取替え等の工事を行うことをいう。
- (5) 家財 空き家において使用されず残置された状態の電化製品、家具、食器及び衣類などの道具類をいう。
- (6) 市内施工業者 市内に本店又は支店若しくは営業所を置く、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者をいう。

(補助対象経費)

第3条 この要綱の規定による補助の対象となる経費は、他の法令等の規定に基づき交付を受ける補助金等の対象経費として含まれていないものであることとする。

(補助対象物件)

第4条 この要綱の規定による補助の対象となる空き家は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- (1) 所有者等と利用者等との間で、売買又は賃貸借契約が成立したものの
- (2) 過去5年以内にこの補助金によるリフォーム又は家財処分を行っていないもの。

(補助対象者)

第5条 この要綱の規定による補助の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本補助金によるリフォーム又は家財処分を行った後、5年以上当該空き家に居住する旨の承諾をする利用者。又は、利用者に5年以上当該空き家に居住する旨の承諾を求め承諾書を提出する所有者等又は利用者等
- (2) 過去にこの制度による補助を受けたことのない者
- (3) 由布市に市税等を滞納していない者
- (4) 所有者等の三親等以内の親族でない者

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。ただし、申請年度内に完了する事業に要する費用であるものとする。

- (1) リフォーム工事 市内施工業者の請負により施工するもの。ただし、次に掲げる工事を除く。
 - ア 空き家に付属する別棟の車庫や物置等の工事
 - イ 併用住宅の居住以外の部分のリフォーム工事
 - ウ 冷暖房器具及び家電製品等の取付け工事
 - エ カーテン、家具、調度品等の設置工事
 - オ 電話、インターネット、CATV等の配線工事
 - カ 外構工事
 - キ 空き家のリフォームを伴わない解体又は除却工事
 - ク 申請者が直接行う工事
 - ケ その他、市長が不相当と認めた工事

- (2) 家財処分 空き家の居住部分に係る家財処分に要する費用で廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている法人又は個人事業主が実施するものであること

(補助金額)

第7条 補助金の額は次の各号に掲げる額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) リフォーム工事 補助対象経費の2分の1に相当する額
- (2) 家財処分 補助対象経費の10分の10に相当する額

2 補助金の額は、次の各号に掲げる額を上限とする。

- (1) 売買契約の成立した物件のリフォーム工事をするとき 1,000,000円
- (2) 賃貸借契約の成立した物件のリフォーム工事をするとき 500,000円
- (3) 家財処分をするとき 100,000円

3 リフォーム工事及び家財処分に係る補助金の両方を申請するときは、その補助金の合算額の上限は、前項第1号又は第2号に規定するリフォーム工事の上限額とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、由布市定住促進住宅リフォーム事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、売買又は賃貸借契約締結後1年を経過するまでの間に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 承諾書（様式第4号）
- (4) 対象事業に係る見積書
- (5) 対象事業箇所がわかる空き家の見取図
- (6) 空き家の所有又は賃貸借を証明する書類
- (7) 申請者が空き家の所有名義人と異なる場合における所有名義人の承諾書（様式第4号）
- (8) 施工前の写真（対象事業に係る部分）
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類審査及び現地調査（家財処分のみときは除く。）を行い、その内容が適正であると認めたときは補助金の交付を決定し、由布市定住促進住宅リフォーム事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補

助金の交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 利用者等以外に売却又は賃貸したとき。
- (3) 補助金の交付の決定を受けた日以後において、第4条各号に該当しない者になったとき。
- (4) 当該工事等が申請年度内に完了しないとき。
- (5) 交付決定後において、市長が申請者又は対象事業について要綱の目的に違反することがあると認めたとき。

(実績の報告)

第11条 申請者は、対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、当該事業の成果を記載した由布市定住促進住宅リフォーム事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第7号)
- (2) 領収書の写し
- (3) 施工後の写真
- (4) 当該空き家への居住を証明する利用者の住民票
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、報告に係る書類審査及び現地調査(家財処分のみときは除く。)を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、由布市定住促進住宅リフォーム事業補助金額確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 申請者は前条の規定による通知を受けたときは、由布市定住促進住宅リフォーム事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の請求があったときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 由布市定住促進住宅家財処分事業補助金交付要綱（平成27年告示第15号）は廃止する。